


所管部課	都市建設部 都市計画課	部長	直井 亨	
件名	東大和市緑の基本計画改定懇談会設置要綱について			
		区分	1 審議事項	○
関係事項	条例規則			
	部課機関	環境部環境課		
<p>1. 要 旨</p> <p>緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である現行の東大和市緑の基本計画は、平成30年をもって計画期間が満了する。そこで、平成29年度、平成30年度の2か年で改定作業を進めるにあたり、有識者、関係機関及び市民等の意見を反映させるため、標記の要綱を制定し、東大和市緑の基本計画改定懇談会を設置するものである。</p> <p>(1) 要綱の内容</p> <p>①所掌事務 東大和市緑の基本計画について意見をまとめ、市長に報告する。</p> <p>②構成 委員10人以内で構成し、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者 1人</li> <li>・関係機関及び関係団体 4人</li> <li>・市と協働している団体及び個人 2人</li> <li>・公募による市民 3人以内</li> </ul> <p>※必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。 ※改定懇談会の庶務は環境課及び都市計画課で処理する。</p> <p>(2) 施行日 市長決裁日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 市民等の意向を取り入れつつ、有識者から専門的な意見が得られることで、より有意義な計画にすることができる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成11年10月 東大和市緑の基本計画策定 (目標年次：平成30年)</li> <li>・平成29年 6月 東大和市緑の基本計画改定支援業務委託契約</li> </ul>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>東大和市緑の基本計画は策定から20年近く経過し、社会経済情勢が大きく変化している。また、総合計画や環境基本計画等の関連する計画が改定されている。更に、緑地の定義に農地を加えることや、生産緑地の下限面積が引き下げられるなど、関係法令が改正されている。これらを踏まえ、新たな社会的な諸課題に対応できるよう見直しを行う。</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、市長決裁により要綱を制定したい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。